

ものづくり産地持続・強化支援事業
補助金交付要綱

令和 8 年 5 月
新潟県産業労働部

目 次

第1条 (趣旨)	1
第2条 (交付基準)	1
第3条 (交付の条件)	1
第4条 (交付申請書)	2
第5条 (交付決定における消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の取扱い)	2
第6条 (交付の決定)	3
第7条 (変更の承認申請)	3
第8条 (事業の中止又は廃止の承認申請)	3
第9条 (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)	3
第10条 (申請の取下げ)	3
第11条 (状況報告)	3
第12条 (実績報告書)	3
第13条 (補助金の概算払)	4
第14条 (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定 に伴う補助金の返還)	4
第15条 (取得財産の処分の制限)	4
第16条 (事業目標の進捗、達成状況の報告)	4
第17条 (その他)	4
別記 交付基準	5

ものづくり産地持続・強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域経済を支える地場産業の持続的発展を図るため、商工団体等の提案による販路開拓・拡大や新たな需要創出に資する効果的な取組、並びに地場産品の高付加価値化に向けた地場産地の生産性向上に資する取組（以下「補助事業」という。）等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。

ただし、別記に定める補助対象者となる事業者及び事業計画に参加する事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業でないこと。
- (2) 経費の配分の変更（事業費の20%に相当する金額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業の内容の変更（事業費の20%に相当する金額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した

場合において相当の収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがあること。

- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 補助事業完了後も事業目標の進捗、達成状況などを2年間報告しなければならないこと。

(交付申請書)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号の申請書を、知事に提出すること。

また、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の補助金の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第5条 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、補助金交付の可否及び補助金の額を決定のうえ、申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第7条 事業者は、第3条第2号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出すること。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 事業者は、第3条第4号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出すること。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第3条第5号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第5号様式を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第6号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第7号様式のとおりとし、補助事業が完了したとき又は第3条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたとき（以下「事業完了日等」という。）は、事業完了日等から20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、必要と認めるときは、補助金を概算払で交付するものとする。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、別記第8号様式を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の処分の制限)

第15条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月通商産業省告示第360号)の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第10号様式を知事に提出しなければならない。

(事業目標の進捗、達成状況の報告)

第16条 第3条第11号の規定による事業目標の進捗、達成状況の報告は、別記第11号様式のとおりとし、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後の6ヶ月経過毎に2年間、それぞれの期日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年5月26日に施行し、この要綱による改正後のものづくり産地持続・強化支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別記 交付基準

I 地場産地支援事業

1 販路開拓

【補助対象者】

新潟県内の商工会議所、商工会、産業支援団体※1、事業協同組合等※2、伝統的工芸品産地組合※3。ただし、パートナーシップ構築宣言に登録していること。

※1 産業支援団体とは、旧民法第34条に基づき設立された特例民法法人のほか、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人のうち、産業振興を目的とする法人及び特定非営利活動促進法により設立された特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）のうち、経済活動の活性化を活動分野とする法人とする。（以下同じ。）

※2 事業協同組合等とは、「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合とする。（以下同じ。）

※3 伝統的工芸品産地組合とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣により指定された伝統的工芸品の産地組合とする。（以下同じ。）

【補助対象事業】

輸入品の拡大やライフスタイルの変化により需要が低迷※4するなど、厳しい状況にある地場産業の中小企業の受注確保を図るため、地場産地が一体となって実施する展示商談会や見本市出展・開催など販売促進や新規販路開拓に資する効果的な取組を支援する。

なお、本事業における「地場産業」とは、歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 県内の単一又は複数の市町村からなる区域における当該業種の工業出荷額が5億円以上あること。

(2) 県内の単一又は複数の市町村からなる区域の工業出荷額の10パーセント以上を占める業種であること。

※4 需要の低迷とは、鉱工業品の生産を伴うものに限る。

(注) 本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象外とする。

【補助対象経費】

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザーなどの謝金
旅 費	アテンド職員旅費、アドバイザーなどの費用弁償旅費等
会場借上料	展示会などの会場賃借料、ブース賃借料等
会場整備費	上記に係る会場設営費、装飾費及び関連委託料
通信運搬費	電話料、運送料、発送料等
印刷製本費	チラシ、ポスター、DM等の作成費
消耗品費	取得価格5万円以内の消耗品（5万円を超えるものは補助対象外）
臨時職員給与費	展示会などにおけるアルバイト賃金
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

【補助率・補助限度額】

補助率：1／2以内 補助限度額：1件当たり2,000千円

ただし、地場産地のサプライチェーンの維持・強化に必要な中核企業*が参画する場合は、上限額を中核企業1社あたり300千円加算する

※ 「地場産地のサプライチェーンの維持・強化に必要な中核企業」とは、地場産品の製造工程の一部を担う産地内の企業であって、当該企業が事業停止することで、地場産品の製造に支障が生じる又は品質の維持ができなくなるなど、地場産地内のサプライチェーンの維持に不可欠な企業をいう。

(中核企業の例示)

- ・産地内に1社しかない染色企業、産地内に1社しかない整理加工企業
- ・産地内に複数の整理加工企業があるが、特色のある技術等を有する企業は1社
- ・上記企業が産地内に2社以上存在する場合であっても、産地内の生産量を踏まえ、サプライチェーンの維持のために必要と認められる場合は当該企業も該当

2 生産性向上

【補助対象者】

新潟県内の商工会議所、商工会、産業支援団体、事業協同組合等、伝統的工芸品産地組合。ただし、パートナーシップ構築宣言に登録していること。

【補助対象事業】

エネルギー価格や物価高騰等の長期化など、厳しい状況にある中、供給力強化に向けた取組によって、収益を継続的に生み出していくため、産地への生産性向上に資する取組を支援する。

(注) 本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象外とする。

(取組の例示)

- ・産地内における省人化や繁忙期の工程最適化、共同発注等の生産プロセス効率化
- ・産地内企業へのDX導入支援
- ・産地内企業間で、設備の使用状況や余剰備品等の情報を共有できるシステム導入による産地資源の有効活用 など

【補助対象経費】

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザーなどの謝金
旅 費	アテンド職員旅費、アドバイザーなどの費用弁償旅費等
設備・備品借上費	展示会などの会場賃借料、ブース賃借料等
委 託 料	上記に係る会場設営費、装飾費及び関連委託料
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

【補助率・補助限度額】

補助率：1／2以内 補助限度額：1件当たり2,000千円

II 需要創出支援事業

【補助対象者】

新潟県内の商工会議所、商工会、産業支援団体、事業協同組合等、伝統的工芸品産地組合

【補助対象事業】

原材料価格の高騰や内需低迷の影響による受注減等となっている県産品のうち、高額（1,000千円／件以上※5）かつ買換時に多額の処分経費（150千円／件以上）が発生するために販売促進が容易でない等、販路拡大が困難なものを対象とし、買換需要を創出することで、経営が悪化している地場産業の中小企業の受注確保を図る取組とする。ただし、原材料価格の高騰や内需低迷の影響は、鉱工業品の生産に伴うものに限る。

※5 一般消費者への製品の販売価格及び設置に係る経費とする。

（注）本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象外とする。

【補助対象経費】

経費区分	内 容
処分経費	買換前の製品の処分経費（撤去費、処分費、運搬費等）

【補助率・補助限度額】

10/10。ただし、補助対象者から、買換販売・処分する企業への交付額は、処分費用の1/2以内とし、買換1件当たりの上限額を150千円とする。

補助対象者に交付する補助限度額は、20,250千円とする。